

吹田市立図書館条例及び吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正並びに吹田市立図書館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案に対する意見募集結果について

案 件 名	吹田市立図書館条例及び吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正並びに吹田市立図書館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案	
政策等の題名	1. 吹田市立図書館条例（改正） 2. 吹田市立図書館の管理運営に関する規則（改正） 3. 吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則（新規制定）	
政策等の案の公表日	平成30年（2018年）8月1日（水曜日）	
政策等の趣旨と概要	<p>平成28年度（2016年度）に定めた（仮称）健都ライブラリー設計基本方針に基づき、健都ライブラリーを設置し、その管理に必要な事項を定めるものです。</p> <p>健都ライブラリーにおいては、図書館運営事業に加え、健康の増進を図るための事業を行います。図書館運営事業については、図書館司書資格を有する市職員が既存の吹田市立図書館間のネットワーク網の一端を担い、所蔵する資料等を市全域で活用できるようにします。</p> <p>健康の増進を図るための事業に係る業務と、施設の維持管理業務については、民間ノウハウの有効活用を図るため、指定管理者制度を導入します。北大阪健康医療都市の地域特性をいかし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るため、指定管理者候補者の選定は健都レールサイド公園と一括して行います。</p>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立図書館条例及び吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正並びに吹田市立図書館の指定管理者に関する規則の制定の骨子案【案1】
	関連資料	1. 吹田市立図書館条例（改正前）【資料1】 2. 吹田市立図書館の管理運営に関する規則（改正前）【資料2】 3. （仮称）健都ライブラリー設計基本方針【資料3】
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人	
	2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体	
	3. 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	平成30年（2018年）8月1日（水曜日）～平成30年（2018年）8月31日（金曜日）	
意見提出方法	郵送、ファックス、電子メール、直接提出	
意見提出件数	10件（8通） ※健都レールサイド公園に対する意見を兼ねる意見の件数を含む。	
結果の公表日	平成30年（2018年）11月27日（火曜日）（条例案） 平成31年（2019年）1月25日（金曜日）（規則）	

<p>結果の概要</p>	<p>上記期間中に市民の皆さまのご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見と市の考え方を次のとおり公表します。 お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約しています。 また、意見提出手続の結果を踏まえ、次のとおり条例案と規則を定めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>提出意見及び市の考え方【結果1】</u> 2. <u>吹田市立図書館条例現行・改正案対照表【結果2】</u> 3. <u>吹田市立図書館の管理運営に関する規則新旧対照表【結果3】</u> 4. <u>吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則【結果4】</u>
<p>問い合わせ先</p>	<p>上記の資料は、次の場所でも閲覧することができます。</p> <p>吹田市立中央図書館、吹田市内各図書館及び分室</p> <p>吹田市役所 低層棟 3階 北大阪健康医療都市推進室（319番窓口）</p> <p>吹田市役所 高層棟 7階 市民総務室（情報公開担当）（701番窓口）</p> <p>吹田市立中央図書館 健都ライブラリー準備担当 電話：06-6387-0071</p>